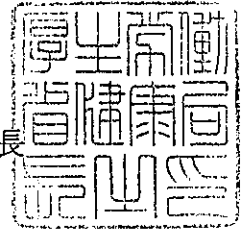


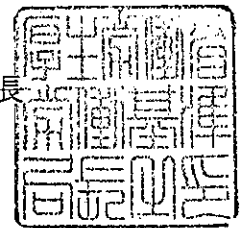
健 発 0201 第 4 号
基 発 0201 第 3 号
平 成 31 年 2 月 1 日

全国中小企業団体中央会 会長
大村 功作 殿

厚生労働省健康局長



厚生労働省労働基準局長



職場における風しんの追加的対策について(協力依頼)

本日、予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第20号)及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第9号)が公布・施行され、別紙1の「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」(平成31年2月1日付け健発0201第2号厚生労働省健康局長通知)のとおり、都道府県等に対し周知したところです。

今般の予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)の改正により、平成34年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性(以下「対象男性」という。)が風しんに係る定期の予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第4項の定期の予防接種をいう。以下同じ。)の対象者として追加され、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)の改正により、対象男性から「風しんの抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体価があることが判明し、予防接種を行う必要がないと認められたもの」を除くこととされたことから、対象男性にはまず風しんの抗体検査を受けていただく必要があります。

対象男性には、市区町村からクーポン券を送付し、本年4月以降に順次到達することとなります。特に、1年目(～平成32年3月)は、対象男性のうち、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対して、市区町村からクーポン券を送付する予定です。

また、対象男性が働く世代であることから、厚生科学審議会の議論を踏まえ、昨年12月に取りまとめた別紙2の「風しんに関する追加的対策」においても、毎年職場で受診する定期の健康診断の機会等に風しんの抗体検査を受けることが可能となるよう、利便性の向上

を図ることとしております。

これを受け、対象男性がクーポン券を提示することにより、職場等において、無料で抗体検査を受検することが可能となるよう、本年4月以降全国の市区町村と全国の医療機関及び健診機関等(以下「医療機関等」という。)が集合契約を締結するなどの環境整備を進めていくこととしております。

つきましては、下記の事項について、関係者等への周知等を図っていただくとともに、貴団体として風しん排除に向けた機運づくりにご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象男性である労働者が定期的健康診断を受ける際に、風しんの抗体検査を受けることができるよう配慮いただきたい。また、対象男性である労働者が風しんの抗体検査を受けるよう、働きかけを行うなど適宜工夫していただきたい。
2. 対象男性である労働者の風しん抗体検査の受検機会拡大の観点から、事業所健診実施機関において、風しんの抗体検査が実施可能であるかを確認する等、定期的健康診断と同一機会に市区町村事業による風しんの抗体検査を受けることができるよう配慮していただきたい。
3. 対象男性である労働者に対し、以下の点を別紙3のリーフレット等を活用して周知し、当該検査の受検を呼びかけていただきたい。
 - ・ 風しんは感染力の強い感染症であり、妊婦に感染すると、眼や耳等に障害をもつ先天性風しん症候群(CRS)の子どもが生まれる可能性があることから、組織で感染を防止する必要があるため、風しんの抗体検査及び定期的予防接種を受けていただくことは重要であること。
 - ・ 定期的健康診断と同一機会に行われる風しんの抗体検査は、無料で受けられること。
 - ・ 風しんの抗体検査の受検には、市区町村から送付されるクーポン券の提示が必要であること。
 - ・ 風しんの抗体検査の結果、十分な量の抗体を保有していないことが判明した場合は、風しんに係る定期的予防接種を受けるよう努めなければならないこと。
4. 対象男性である労働者が風しんの抗体検査及び定期的予防接種を受けるために医療機関等の受診を希望した場合は最大限配慮していただきたい。